

浜松市契約公報

発行所 〒430-8652
浜松市中央区元城町 103-2
浜 松 市 役 所
(財 务 部 調 達 課)
電話 053-457-2173

○入札公告（1件）

浜松市調達公告第 128 号

スタートアップ成長支援事業業務委託・・・・・・・・・・・・1

公 告

浜松市調達公告第 128 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザル方式の手続きを下記のとおり執行する。

令和 7 年 12 月 25 日

浜松市長 中野祐介

1 担当部課

〒430-8652 静岡県浜松市中央区元城町 103 番地の 2

浜松市産業部スタートアップ推進課

電話：053-457-2825 FAX：053-457-2283

電子メール：vs-sangyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

2 企画提案書の招請に付する事項

（1） 物品等又は役務の名称及び数量

スタートアップ成長支援事業業務委託

（2） 仕様内容等

業務説明資料のとおり

（3） 履行期間

令和 8 年 3 月 25 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（4） 履行場所

浜松市内ほか

3 企画提案書の提出者の資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8 年度浜松市物品の購入等に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱第 3 条に定める物品購入等入札参加資格者名簿（業種分類 3099 その他の業務委託）に登載されている者であること。

なお、上記名簿に登載されていない者でこの入札に参加しようとする者は、浜松市財務部調達課に定められた様式により令和 8 年 1 月 15 日（木）午後 5 時までに資格審査の申請を行う必要がある。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その申請に基づく、登録は無効とする。
- (3) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱により入札参加停止期間中でないこと。また、同要綱第 1 条に規定する有資格者以外の者にあっては、同要綱別表第 1 及び別表第 2 に定める措置要件に該当する行為を行っていないこと。
- (4) 会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び精算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (6) その他仕様書等で定める要件
業務説明資料等のとおり

4 参加表明の手続

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により申出書等を提出すること。

(1) 提出期間

令和 7 年 12 月 25 日（木）から令和 8 年 1 月 15 日（木）午後 5 時まで（提出先に必着）

(2) 提出書類

- (ア) 参加意向申出書
- (イ) 入札参加資格審査申請書類

※第 3 項(2)のなお書きに該当する場合のみ、(イ) を浜松市財務部調達課へ提出すること。

(3) 提出先

第 1 項に掲げる場所

(4) 提出方法

(ア)については電子メールによる。(イ)については書面で持参又は郵送にて提出すること。

(5)その他

第3項(2)のなお書きに該当する者もこの申出書等を提出すること。

5 企画提案書の提出者資格の喪失

当該業務委託の提案資格を有することについて、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。

- (1)第3項の資格条件を満たさなくなったとき。
- (2)参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

6 参加資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書を提出した者に対し、参加資格確認終了後、次により交付する。

(1)通知方法

電子メールにより通知する。なお、原則として電話連絡はしない。

(2)確認結果の通知日

令和8年1月21日（水）

7 プロポーザル方式実施説明書等の交付及び閲覧

(1)交付及び閲覧期間

令和7年12月25日（木）から令和8年2月12日（木）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時00分から午後5時00分まで）

(2)交付及び閲覧方法

第1項に掲げる担当部課の窓口で閲覧するものとし、交付の場合の方法は電子メールとする。

(3)交付方法等

第1項に掲げる担当部課に申し込むこと。

入札心得、プロポーザル方式実施説明書等を閲覧に供する。

8 本プロポーザルに対する質問

(1)提出方法

電子メールによる。

(2)受付期間

令和7年12月25日（木）から令和8年1月15日（木）午後5時まで（必着）

(3)提出先

第1項に掲げる場所

9 企画提案書等の提出期間等

(1)提出期間

令和8年1月22日（木）から令和8年2月12日（木）午後5時まで（必着）

(2) 提出先

第1項に掲げる場所

(3) 提出方法

電子メールによる。（容量が大きく添付できない場合はファイルシェアサイトを用いるため、その旨を提出先へメールにて連絡すること）

10 その他

- (1) この調達は、WTO政府調達協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 詳細は、プロポーザル方式実施説明書等による。

11 Summary

- (1) Name and Quantity of Services or Goods
Outsourcing of the Start-up Growth Support Project
- (2) Deadline for Project Proposal Submission:
February 12, 2026 (Thursday), 5:00p.m.
- (3) Department responsible for affairs concerning specific procurement Contracts:
[Division Responsible for Contracts]
Procurement Division, Finance Department, Hamamatsu City
103-2 Motoshiro-cho, Chuo-ku, Hamamatsu-shi 430-8652
Telephone: 053-457-2173

[Division Responsible for Operations]
Start-Up Promotion Division, Industrial Department, Hamamatsu City
103-2 Motoshiro-cho, Chuo-ku, Hamamatsu-shi 430-8652
Telephone: 053-457-2825

(あて先) 浜松市長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

参 加 意 向 申 出 書

次の件について、公告に定められた書類を添えて、プロポーザルの参加を申し込みます。
なお、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること及び記載事項は
事実と相違ないことを誓約します。

記

1 業 務 名 スタートアップ成長支援事業業務委託

2 公 告 年 月 日 令和 7 年 12 月 25 日

3 連 絡 先

(1) 商号又は名称

(2) 担当者所属及び氏名

(3) 電話番号

(4) 電子メール

4 プロポーザル参加資格確認結果の通知方法 電子メール